

出雲市有害鳥獣被害対策事業(被害防止施設整備事業)補助金Q&A

①資材費について

Q1: 資材購入費に送料(運送料)は含まれますか？

A1: 含まれます。

Q2: 資材購入費に設置費(人件費)は含まれますか？

A2: 含まれません。補助金申請をされる場合は、設置費(人件費)を除いた見積書を提出してください。

Q3: 金網に防錆剤を塗布したいのですが、防錆剤やそれに係る、刷毛やトレーの購入代金は補助の対象ですか？

A3: 補助対象ではありません。

②対象者について

Q4: 農林業者等とは具体的にどのような人をいうのですか？

A4: 農作物(自家消費も含みます)を生産している方、又は林産物(自家消費も含みます)を生産している方をいいます。

Q5: 農林業者等で組織する団体とは、具体的にどのような団体ですか？

A5: 農業者または林業者等で組織する団体であり、かつ、定款または規約を有する団体です。

Q6: 農林業者等で組織する団体でない自治会または有志等で申請する場合は、どうしたらよいですか？

A6: 個人での申請とみなしますので、代表の方1名の「滞納のない証明」を添付して申請してください。

③農地等について

Q7: 農地等とは具体的にどのようなものを指しているのですか？

A7: 田・畑・山林及びその周辺の土地を指します。

Q8: 他市(町)にまたがり農地等を有していますが、他市(町)分も補助の対象となりますか？

A8: 出雲市内の農地等が5割以上であり、農地等が一体化しており、他市(町)にまたがる農地等と同時に防止しなければ効果が認められないと判断された場合は補助の対象となります。詳しくは申請時にご相談ください。

Q9: 家の敷地に小動物が侵入します。これを防止するための資材は補助対象ですか？

A9: 補助対象ではありません。

Q10: 公道や河川に電気牧柵の架線がかかりますが良いでしょうか？

A10: あらかじめ管理者(例:市道出雲市道路河川維持課、県河川島根県出雲県土整備事務所等)と協議し、許可を受ければ設置可能です。

④新規設置について

Q11: 離れた2ヵ所の金網設置を同時に申請したいのですが、補助対象になりますか？

A11: 補助対象です。

Q12: 土地Aで新規、土地Bで更新を同時に申請することは可能ですか？

A12: 可能です。

Q13: ひとつの土地に金網と電牧を両方申請することは可能ですか？

A13: 可能です。

Q14: 補助金7万円で土地Aに金網を設置しましたが、数か月後に土地Bにも金網を設置したくなりました。補助上限は15万円なので、前回補助金との差額8万円の範囲内で、新たに申請することは可能ですか？

A14: 申請できません。補助申請は同一年度につき1回限りです。

⑤更新設置について

Q15: 劣化が認められた資材とは、具体的にどのような資材ですか？

A15: 電気牧柵器本体については概ね10年、電気牧柵器ソーラーパネルは概ね5

年、金網防護柵は概ね13年を目安としますが、個々の状況により、その都度判断します。その他の資材については、申請前にご相談ください。

Q16: 金網が200m中10mほど腐食して劣化していますが、200m全てが更新の対象となりますか？

A16: 腐食した10m部分のみが更新の対象となります。

Q17: 以前、本補助金を利用し電気柵を設置しましたが、効果がなかったため、電気柵を撤去して、改めて金網防護柵を設置したいのですが、補助の対象となりますか？

A17: 該当する施設の劣化が認められれば、更新は可能です。

Q18: 以前、自己負担で電気柵を設置しましたが、効果がなかったため、電気柵を撤去して、改めて金網防護柵を設置したいのですが、更新の対象となりますか？

A18: 新規設置として対象となります。

Q19: 以前、自己負担または本事業以外の補助金で金網防護柵を設置しましたが、破損した部分を本補助金を利用して更新することは可能ですか？

A19: 新規設置として可能です。

⑥補助事業の変更について

Q20: 出雲市有害鳥獣被害対策事業補助金交付要綱第6条第1項第1号にある「補助目的の達成に支障を来すことのない事業計画の変更」とはどのようなことをいうのですか？

A20: 部品の数量の変更や、資材の長さの変更を言います。

Q21: 同じ金額で電気柵からワイヤーメッシュに変更したいのですが、軽微な変更として認められますか？

A21: 認められません。当初の申請を取り下げ、改めて申請してください。